

審査品質管理小委員会報告書（平成 28 年度） 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

品質管理の実施体制・実施状況に関する評価と並行して、当該評価を通じて得られた、品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項についても審議した。

以下に、本委員会による改善提言としてまとめる。

1. 特許

（1）評価項目① 文書の作成状況に関するもの

・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示す一覧表等の作成

（2）評価項目④、⑤ 審査実施体制・品質管理体制に関するもの

・審査の品質向上及び効率化を支援するための体制・基盤整備の継続
・他国特許庁の審査でも活用される審査結果を、適時適切に提供する世界最高品質の審査の実現に向けた取組の継続
・審査の質の改善・保証への、業務に従事する全職員の参画

（3）評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

・新分類を含むサーチ知識の共有やサーチ環境の整備等による外国特許文献、非特許文献を含む先行技術文献調査の充実
・決裁・協議等における、審査、特にサーチの適切性を保証・検証する取組の推進

（4）評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

・ユーザーニーズを的確に把握するためのユーザー評価調査における調査対象の拡充

（5）評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

・品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図ること

（6）評価項目⑩ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

・我が国特許庁が行っている審査の質の維持・向上に関する取組を、国内外ユー

ザーや新興国を含む海外の特許庁に積極的に発信し、それについての意見を聴く機会を設けること等を通じて、日本国特許庁の特許審査の質等への信頼感を高めること

2. 意匠

(1) 評価項目① 文書の作成状況に関するもの

・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査便覧、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示す一覧表等の作成

(2) 評価項目④、⑤ 審査実施体制・品質管理体制に関するもの

・効率的かつ適切な審査を可能とする審査実施体制のために必要な審査官数の確保

・審査の品質向上及び効率化を支援するための体制・基盤整備の継続
・審査の質の改善・保証への、業務に従事する全職員の参画

(3) 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

・審査の質の向上及び担保のための、審査官間における情報共有の強化
・出張面接審査等を通じた出願人とのコミュニケーションの充実

(4) 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

・国際意匠登録出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組の充実
・品質監査システム稼働による、監査業務効率化に向けた運用の検討
・ユーザーニーズを的確に把握するためのユーザー評価調査の充実

(5) 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

・品質管理の取組と得られた結果との関係を確認しつつ、継続的改善を図ること

(6) 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

・我が国特許庁が行っている審査の質の維持・向上に関する取組を、国内外ユーザーや新興国を含む海外の特許庁に積極的に発信することなどを通じて、日本国特許庁の意匠審査の質等への信頼感を高めること

3. 商標

(1) 評価項目① 文書の作成状況に関するもの

・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査便覧、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示す一覧表等の作成

(2) 評価項目② 手続の明確性に関するもの

・ユーザーニーズを踏まえた商標審査基準の見直し

(3) 評価項目④、⑤ 審査実施体制・品質管理体制に関するもの

・審査官数の確保及びその育成の充実
・新しいタイプの商標審査に関する審査体制及び品質管理体制の充実
・商標審査基準に基づく審査の着実な実施
・重要案件の協議の促進と審判決や外部意見（マスコミを含む）の情報の共有化
・審査の品質向上及び効率化を支援するシステム開発の継続
・審査の質の改善・保証への、業務に従事する全職員の参画

(4) 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

・品質監査システム稼働による監査業務効率化に向けた運用の検討
・ユーザーニーズを的確に把握するためのユーザー評価調査における調査対象の拡充

(5) 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

・品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図ること

(6) 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

・我が国特許庁が行っている審査の質の維持・向上に関する取組を、国内外ユーザーや新興国を含む海外の特許庁に積極的に発信し、それについての意見を聴く機会を設けること等を通じて、日本国特許庁の商標審査の質等への信頼感を高めること